

【韓国】元慰安婦等が日本政府に対して提起した損害賠償請求訴訟に関する韓国地方法院判決 2 件についての日韓両政府の反応

関西館アジア情報課 廣田 美和

* ソウル中央地方法院（日本の地方裁判所に相当）は、韓国人元慰安婦らが日本政府に対して提起した 2 件の損害賠償請求訴訟において、一方では日本政府に損害賠償を命じる判決を下し、他方では原告の訴えを却下した。これらの判決の概要と日韓両政府の反応を紹介する。

1 日本政府に対し損害賠償を命じる判決

(1) 概要

2021 年 1 月 8 日、ソウル中央地方法院第 34 民事部（裁判長：金正坤（キム・ジョンゴン））は、韓国人元慰安婦ら 12 名が日本政府に対して損害賠償を求めた訴訟（事件番号：2016 가합 505092）¹において、原告一人当たり 1 億ウォン²の支払を命じる判決を下した³。日本政府は、国際法上の主権免除⁴の原則から日本政府が韓国の裁判権に服することは認められないとして控訴せず⁵、判決は同月 23 日に確定した。

同判決において同法院は、原告に対する一連の行為は「日本帝国によって計画的、組織的に、広範囲に強行された反人道的犯罪行為であって国際法の強行規範⁶に違反するものであり（中略）国家の主権的行為であっても主権免除を適用することはでき」ないとして、日本の主権免除を認めなかった。また、原告の日本に対する損害賠償請求権についても、1965 年の日韓請求権協定（昭和 40 年条約第 27 号。以下「請求権協定」）及び 2015 年の日韓外相会談における合意⁷（以下「日韓合意」）の適用対象に含まれておらず、消滅していないとした。

(2) 日本政府の反応

判決当日の 2021 年 1 月 8 日、秋葉剛男外務事務次官（当時）は南官杓（ナム・グァンピョ）駐日韓国大使を召致し、「極めて遺憾であり、日本政府として本判決は断じて受け入れられない」旨の抗議を行った⁸。また、菅義偉首相は同日の会見で、韓国政府に国際法上の違反を是正

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 7 月 7 日である。

¹ 本訴訟は、2013 年に申し立てられた調停（事件番号：2013 마 50479）が、「調停をしない決定」によって 2015 年 12 月 30 日に終結し、訴訟に移行したものである。

² 1 ウォンは約 0.1 円（令和 3 年 7 月分報告省令レート）。

³ 「서울중앙지법 2021.1.8. 선고 2016 가합 505092 판결」종합법률정보ウェブサイト <<https://glaw.scourt.go.kr/wsjo/panre/sjo100.do?contId=3249875>> 判例評釈として、以下の記事がある。「일본군 위안부 판결과 국가면제이론」2021.3.22. 법률신문ウェブサイト <<https://www.lawtimes.co.kr/Case-Curation/view?serial=168682>>

⁴ 国家が外国の裁判管轄権に服さないこと。法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第 5 版』有斐閣, 2020, p.566

⁵ 「茂木外務大臣臨時会見記録」2021.1.8. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken1_000088.html>; 「茂木外務大臣会見記録」2021.1.22. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken6_000070.html>

⁶ 国際法上、いかなる逸脱も許されず、国家間の合意によりその適用を排除することが許されない一般国際法規範。「ユス・コーゲンス (jus cogens)」ともいう。法令用語研究会 前掲注(4), p.1147.

⁷ 「日韓両外相共同記者発表」2015.12.28. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001664.html>

⁸ 「元慰安婦等による韓国国内の訴訟に係る我が国の立場の韓国政府への伝達」2021.1.8. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008927.html>

する措置を採ることを強く求めたいとした⁹。ブラジル訪問中の茂木敏充外務大臣は、翌 9 日（現地時間 8 日）、現地で臨時記者会見を開き、同判決を「国際法上も、二国間関係上も、到底考えられない、異常な事態」とし、韓国外交部（部は日本の省に相当）の康京和（カン・ギョンファ）長官（当時）に電話で抗議を行ったことを明らかにした¹⁰。

同月 18 日、茂木外務大臣は第 204 回国会の外交演説において同判決に言及し、康京和外交部長官に対し「韓国が国家として国際法違反を是正するための措置を早急に講じることを強く求め」たとした¹¹。また、同月 23 日発表の外務大臣談話において、同判決は①国際法上の主権免除の原則、②請求権協定、③日韓合意に反するものであって受け入れることはできず、韓国に対し、国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを求めると表明した¹²。

4 月 27 日、外務省は令和 3 年版外交青書を閣議配布した。同青書では、同判決について「国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、断じて受け入れることはできない」、「日韓関係を更に深刻化させるものであり、極めて遺憾」、「適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく」などとしている¹³。

(3) 韓国大統領の発言と、これに対する野党の反応

2021 年 1 月 18 日、韓国の文在寅（ムン・ジェイン）大統領は、新年記者会見の質疑応答において、同判決について「正直なところ、少し困惑している」とし、日韓合意に関しては「両国政府間の公式的な合意であった」とした上で、被害者も同意することができる解決策を見つけ出せるよう、日韓間で協議していきたいと述べた¹⁴。この発言について、2021 年 2 月 18 日の韓国国会外交統一委員会において、野党・国民の力の鄭鎮碩（チョン・ジンソク）議員らが、過去に日韓合意に「重大な欠陥がある」とした文在寅大統領の発表¹⁵と比較して、大統領の立場が変化しているなどと指摘した。鄭義溶（チョン・ウィヨン）外交部長官はこれを否定し、最初から日韓合意の枠組みを壊さないことが韓国政府の方針であるとしている¹⁶。

(4) 韓国外交部の反応

判決当日の 2021 年 1 月 8 日、韓国外交部は報道官論評を発表し、①裁判所の判断を尊重し、被害者の名誉と尊厳の回復のために政府が取り得る努力をしていくこと、②日韓合意が日韓政府の公式の合意であると認識していること、③日韓間の建設的かつ未来志向的な協力が継続さ

⁹ 「元慰安婦等による韓国国内の訴訟等についての会見」2021.1.8. 首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0108kaiken2.html>

¹⁰ 前掲注(5); 「日韓外相電話会談」2021.1.9. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000480.html>; 「한일 외교장관 통화(1.9) 결과」2021.1.9. 외교부ウェブサイト <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=370853>

¹¹ 「第 204 回国会における茂木外務大臣の外交演説」2021.1.18. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_002995.html>

¹² 「元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における訴訟に係る判決確定について（外務大臣談話）」2021.1.23. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000519.html>

¹³ 『外交青書 令和 3 年版』2021, pp.21, 39-42. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100181433.pdf>>

¹⁴ 「2021 문재인 대통령 신년 기자회견 「위기에 강한 나라 든든한 대한민국」」2021.1.18. 청와대ウェブサイト <<https://www1.president.go.kr/articles/9785>>

¹⁵ 「위안부 TF 조사결과에 대한 대통령 입장문」2017.12.28. 청와대ウェブサイト <<https://www1.president.go.kr/articles/1915>>

¹⁶ 「제 384 회국회 외교통일위원회회의록 제 3 호」국회회의록ウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/record/mhs-10-040-0040.do?conferNum=050787&fileId=0000097656>>

れるよう努力することを表明した¹⁷。

同月 18 日、韓国外交部は、茂木外務大臣が同日、国会で行った外交演説に対し、日本側の一方的な要求は受け入れることができないとする報道官声明を発表した¹⁸。また、同月 23 日の外務大臣談話に対し、①日韓合意は日韓政府間の公式の合意であることを認定するが、本合意のみで問題を解決することはできない、②日本に対し、政府レベルではどのような追加的な請求もしない方針であるが、被害者の問題提起を防ぐ権利や権限は持っていない、③韓国政府は円満な解決のために努力するが、日本側も被害者の名誉・尊厳回復と心の傷の治癒のための真の努力を見せなければならないなどとする韓国政府の立場を発表した¹⁹。

4 月 27 日、韓国外交部は日本の令和 3 年版外交青書の記述²⁰に対し、慰安婦問題は「世界で類例のない武力紛争下の女性の人権蹂躪（じゅうりん）」であり、日本政府が河野談話及び日韓合意等で自ら表明した責任痛感と謝罪・反省の精神に合致する行動を示すことを強く要求するとする報道官論評を発表した²¹。

これらのほか、両国政府は、日韓局長協議（1 月 15 日、4 月 1 日）²²等の場でも互いの立場を伝達している。

2 原告の訴えを却下する判決

(1) 概要

2021 年 4 月 21 日、ソウル中央地方法院第 15 民事部（裁判長：閔聖喆（ミン・ソンチョル））は、韓国人元慰安婦ら 20 名が日本に対して損害賠償を求めた訴訟（事件番号：2016 가합 580239）において、日本の主権免除を認め、原告の訴えを却下した²³。5 月 6 日、原告の一部は控訴した。

同判決において同法院は、関連する国際司法裁判所の判決²⁴や国際条約、韓国大法院の判決²⁵

¹⁷ 「일본군 위안부 피해자 제기 일본정부 상대 손해배상 소송 판결에 대한 외교부 대변인 논평」2018.1.8. 외교부 웹사이트 <<https://likms.assembly.go.kr/record/mhs-10-040-0040.do?conferNum=050787&fileId=0000097656>>

¹⁸ 「일본 외무대신의 외교연설 관련 외교부 대변인 성명」2021.1.18. 외교부 웹사이트 <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=370867>

¹⁹ 「일본군 위안부 피해자 제기 손해배상 소송 판결 관련 일본측 담화에 대한 우리 정부 입장」2021.1.23. 외교부 웹사이트 <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=370885>

²⁰ 前掲注(13)

²¹ 「일본 2021 년 외교청서에 대한 외교부 대변인 논평」2021.4.27. 외교부 웹사이트 <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=371125>

²² 「日韓局長協議（テレビ会議）の開催（結果）」2021.1.15. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press22_000134.html>; 「한일 국장급 협의(1.15.) 개최 결과」2021.1.15. 외교부 웹사이트 <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=370864>; 「日韓局長協議の開催（結果）」2021.4.1. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000784.html>; 「한일 국장 협의(4.1.) 결과」2021.4.1. 외교부 웹사이트 <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=371061>

²³ 判決文は、2021 年 7 月 7 日現在、大韓民国法院等の公的ウェブサイトには掲載されていないため、元慰安婦を支援する市民団体である「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」が公表したものを参照した。「[판결문] 일본국 상대 손해배상 청구소송 2 차 소송 판결(2021.04.21.) 전문 (PDF)」2021.4.23. 일본군성노예제문제해결을위한정의기억연대ウェブサイト <<https://womenandwar.net/kr/%ec%9d%bc%eb%b3%b8%ca%b5%ad%ec%83%81%eb%8c%80%ec%86%8c%ec%86%a1/?pageid=2&mod=document&uid=1329>>

²⁴ イタリアの裁判所によるドイツの主権免除の否定は、ドイツに対するイタリアの義務違反であるとした「国家の裁判権免除事件」判決。薬師寺公夫ほか編集代表『判例国際法 第 3 版』東信堂, 2019, pp.98-102; “Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy: Greece intervening)” International Court of Justice website <<https://www.icj-cij.org/en/case/143>>

²⁵ 「大法院は 97 다 39216 全員合議체判決宣告後、外国の非主權的行為に対しては大韓民国法院の裁判権を認めつつ、外国の主權的行為に対しては裁判権を否定する制限的免除論を現在までも維持しており、憲法裁判所の立場も異なる（憲法裁判所 2017 年 5 月 25 日宣告 2016 헌바 388 決定等など）」としている。「대법원 1998. 12. 17. 선

などを検討し、「現時点で有効な主権免除に関する国際慣習法とこれに関する大法院判例の法理によると、外国である被告に対してその主権的行為について損害賠償請求をすることは許容でき」ないとして日本の主権免除を認めた。なお、損害賠償請求権については、日韓合意は慰安婦被害者に対する「代替的な権利救済手段になる」としつつも、これによって慰安婦被害者らの権利が処分されたり、消滅したりしたということではないとしている。

(2) 日韓両政府の反応

2021年4月21日、加藤勝信官房長官は記者会見において、同判決が「主権免除についての日本政府の立場を踏まえたものであれば、適切」であると述べた²⁶。

韓国政府は、7月7日現在、同判決に対する公式の立場を表明していない²⁷。

(参考) 元慰安婦らが日本政府に対して提起した損害賠償請求訴訟に関する日韓両政府の反応

2021年 1月8日	ソウル中央地方法院、日本政府に対し損害賠償を命じる判決を下す。(事件番号: 2016 가합 505092) [日] 秋葉外務事務次官、南官杓駐日韓国大使を召致して抗議。 [日] 菅首相、会見。韓国政府に国際法上の違反を是正する措置を採ることを強く求めたいと述べる。 [韓] 外交部、報道官論評を公表。裁判所の判断を尊重し、被害者の名誉と尊厳の回復のために政府が取り得る努力をしていくなどとする。
9日	[日] 茂木外務大臣、韓国の康京和外交部長官に電話で抗議。同日、臨時記者会見。
18日	[韓] 文大統領、新年記者会見の質疑応答で、判決に「困惑している」とし、日韓合意を「両国政府間の公式的な合意であった」とした上で、日韓間で解決策を協議していきたいと述べる。 [日] 茂木外務大臣、第204回国会における外交演説で、同判決に言及。康外交部長官に「韓国が国家として国際法違反を是正するための措置を早急に講じることを強く求め」たとする。 [韓] 外交部、上記演説に対する報道官声明を公表。日本側の一方的な要求は受け入れることができないなどとする。
23日	[日] 茂木外務大臣、外務大臣談話を発表。同判決は①国際法上の主権免除の原則、②請求権協定、③日韓合意に反するものであって受け入れることはできないなどとする。 [韓] 外交部、上記談話に対し、韓国政府の立場を発表。日韓合意のみで問題を解決することはできないなどとする。
2月18日	[韓] 国会外交統一委員会において、野党議員が1月18日の文大統領の発言について、過去の発表と比較して立場が変化していると指摘。
4月21日	ソウル中央地方法院、元慰安婦らの訴えを却下する判決を下す。(事件番号: 2016 가합 580239) [日] 加藤勝信官房長官、記者会見で、上記判決が「主権免除についての日本政府の立場を踏まえたものであれば、適切」と述べる。
27日	[日] 外務省、外交青書を閣議配布。1月8日の判決について、「断じて受け入れることはできない」などと記述。 [韓] 外交部、上記外交青書に対し、報道官論評を公表。日本政府が河野談話及び日韓合意等で自ら表明した責任痛感と謝罪・反省の精神に合致する行動を示すことを強く要求するなどとする。
5月6日	4月21日の判決に対し、原告の一部が控訴。

(出典) 筆者作成。

고 97 다 39216 전원합의체 판결」종합법률정보웹사이트 <<https://glaw.scourt.go.kr/wsjo/panre/sjo100.do?contId=2105472>>; 「재조선 미국육군사령부 군정청 법령 제 57 호 위헌소원」 국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/detcInfoP.do?mode=1&detcSeq=55074>>

²⁶ 「令和3年4月21日(水)午後」2021.4.21. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202104/21_p.html> なお、本訴訟について日本政府は、2019年5月21日に「国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならない」とする立場を韓国政府に伝達している。「元慰安婦等による韓国国内の訴訟に係る我が国の立場の韓国政府への伝達」2019.5.21. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007440.html>

²⁷ なお、原告の一人である李容洙(イ・ヨンス)氏は、記者会見等において慰安婦問題の国際司法裁判所付託を訴えている。これについて韓国外交部は、元慰安婦らの意見聴取等の手続を経て慎重に検討するとしている。「대변인 정례브리핑 (2.16)」2021.2.16. 외교부ウェブサイト <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4078/view.do?seq=368297>; 「대변인 정례브리핑 (4.22)」2021.4.22. 同上 <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4078/view.do?seq=368318>